

埼玉県ため池サポートセンターの運営について

埼玉県ため池サポートセンター（埼玉県土地改良事業団体連合会）

【ため池サポートセンターの概要】

近年、国内で台風による大雨や、大規模な地震等により農業用ため池が被災する事例が増加し、ため池の決壊により、人命が失われる痛ましい事故も発生したことから、ため池の適正な管理や保全の重要性が増しています。

このため、令和2年度に「ため池特措法」が整備されたことを受け、埼玉県では、所有者や管理者の方に、ため池の維持管理や防災工事等を適切に実施する上で必要な技術的支援を行うため、埼玉県土地改良事業団体連合会へ業務委託し、「埼玉県ため池サポートセンター」（以下、センターという。）を開設しました。

●センター概要

設置者：埼玉県

運営者：埼玉県土地改良事業団体連合会

業務内容：ため池パトロール（現地指導）

ため池管理の相談窓口

技術研修会の開催・HPの運営

業務対象：防災重点農業用ため池 245箇所

（令和7年10月現在）

【埼玉県ため池サポートセンター開設時】

「開設日：令和3年5月31日」



【センターの業務内容】

運営する業務の詳細は次のとおりになります。

①ため池パトロール（現地指導）

センターは、令和3年度に開設し、この法律が失効する令和12年度までの10年間にわたり運営される計画となっております。ため池パトロールは、この10年間のセンター運営を2期に分けて、245池を5年間で巡回、これを2巡する計画となっておりますので、今年度は1巡目が終了する年となります。

ため池パトロールは、防災重点農業用ため池が適正に保全管理されているかを確認するため、農業用ため池管理保全技士の資格保有者により現地巡回を行います。

調査の内訳は、大きく分けて2種類となります。一つは、ため池管理者からため池の管理実態を直に聞き取りを行う「聞き取り調査」で、現状における管理体制や点検頻度等を確認し評価します。もう一方は、農林水産省のため池管理マニュアルに基づき、ため池の現状を踏査により把握する「現地調査」で、堤体、洪水吐き、取水施設等の変状の有無を確認し評価します。

【ため池パトロールの状況】



また、ため池パトロールの立会い機会を、ため池管理者に対する普及啓発の機会と捉え、低水位管理や除草作業の推進等、ため池管理に関するお願いや事故事例紹介についての説明を同時に行っています。

②ため池の管理相談窓口

市町担当者やため池管理者からのため池に関する相談に対し、適正な管理方法等について具体的な助言、現場での指導等の支援を行っています。相談受付は、来所、電話、及びメールで行っておりますが、実際にはため池パトロールの聞き取り調査時が多い傾向にあります。これは地元自治体担当者、農林振興センター職員、及び当センターの職員が一堂に会し、ため池に関する意見交換の場となることが理由であると考えられます。次いで、別件での工事打合せ時の受付になります。

相談内容では、ため池管理者からの相談は、ため池管理全般に関することが多数を占め、市町担当者からの相談は、防災工事や廃止工事に関することが多い傾向にあります。

相談件数は年度により異なりますが、年間約20件前後となっていました。近年はため池に関する周知がなされていることから、相談件数は減少傾向にあります。

③技術研修会の開催

技術研修会は、埼玉県や市町のため池を所管する担当職員を対象にWeb研修方式で実施しています。開催時期は、令和3年度から令和5年度までは11月に行っておりましたが、研修会アンケート結果を反映して、令和6年度より1月の開催に変更いたしました。

なお、過年度の主な研修議題は以下のとおりとなります。

R3：ため池特措法、安全管理、ため池の問題点

R4：防災支援システム、ため池整備事業

R5：事業制度、工事・事故事例、ため池アプリ

R6：行政評価結果、会検の情報共有、技術紹介

【技術研修会の開催状況】



④HPの運営

ホームページは、埼玉県農林部農村整備課企画担当のサイトや水土里ネットさいたま（埼玉県土地改良事業団体連合会）のサイトとリンクしており、センターでの活動内容や工事事例等を掲載しています。

【ため池パトロールから分かる問題点】

ここでため池サポートセンターの主たる業務である、ため池パトロールを通じて様々な問題点が浮かび上がりましたので、ここにご紹介します。なお、ため池管理者には、聞き取り調査時においてため池の管理徹底をお願いしていますが、適正管理を行うには難しい状況にあると思われる。

●管理体制における問題点

①ため池管理組織の弱体化と管理意識の低下

- ・管理組合員の高齢化、管理組合員の減少の影響により管理頻度が低下している。もしくは、管理されずに放置されている。（写真1）特に除草管理が顕著となります。
- ・管理者の代表が交代するたびに技術、知識、

経験、現場の状況が継承されず、管理の継続性が失われています。

②管理責任の所在が分からない

- ・事実上、管理組合が解散状態にあり、耕作者の個人管理に委ねられている場合や、耕作者もなく管理者が不在（不明）の状況である。なお、個人管理の場合は、ほとんどが取水操作に関連する箇所のみ管理されている状況となります。
- ・ゴルフ場内等ため池管理者が民間企業のため池の場合、管理者と水利組合との管理区分が曖昧で定期点検や緊急時点検等がされていない状況が見受けられます。

●ため池現場における問題点

①除草管理が全くされていないため池

管理体制による問題点でも触れたように、高齢化や組合員の減少により、除草管理頻度が低下し、最終的に除草されていないため池が増加傾向にあります。ため池パトロールを行う上で、除草されていないため池は調査不可になり、状況の把握ができない状況にあります。

【除草されていない堤体（写真1）】



②安全施設等が不備で危険なため池

安全柵や注意喚起看板の設置以外にも、落差のある洪水吐きに昇降用ステップがない場合（写真2）や、柵型の洪水吐きや取水施設において、施設へ辿り着くまでの足場（歩廊）

がなく手摺等もない危険な状況のため池も散見できます。また、コンクリート堤体の堤頂部にも安全柵がない場合（写真3）が見受けられます。いずれの場合も、転落の危険性があり、高低差が大きいことから重篤な事故につながる可能性が高く、安全面に問題があるため池が散見できます。

【昇降用ステップのない洪水吐き（写真2）】



【安全柵のないコンクリート堤体（写真3）】



【おわりに】

ため池サポートセンター業務も本年度で5年目を迎え、ため池パトロールにおいては245箇所の1巡目を無事故で終えるところであります。2巡目となる来年度以降も、この5年間で得た知識、経験等を生かしてより良いため池サポートセンターの運営を行ってまいりたいと思いますので、今後ともご指導ご鞭撻のほど、よろしくお願いいたします。

また、ため池サポートセンターの運営にご協力を賜りました県担当者様、自治体担当者様にはこの場をお借りして感謝申し上げます。